

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

国等の機関の長が建築主の場合は
様式第二十四「通知書」を使用

(第一面)

届出書

所管行政庁に届出する日を記入

平成 29 年 10 月 2 日

所管行政庁 殿

- ・ 法人の場合は代表者の氏名を併せて記入
- ・ 法人の場合は「法人印」

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

株式会社 近畿建築行政会議

代表取締役 近畿 太郎

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項前段又は同法附則第 3 条第 2 項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

 法第 19 条第 1 項前段の規定による届出 法附則第 3 条第 2 項前段の規定による届出

上段…通常の届出

下段…平成29年4月1日時点で存在していた
建築物について行う特定増改築の届出

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 附則（抄）

(経過措置)

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する建築物について行う特定増改築（特定建築行為に該当する増築又は改築のうち、当該増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計の当該増築又は改築後の特定建築物（非住宅部分に限る。）の延べ面積に対する割合が政令で定める範囲内であるものをいう。以下この条において同じ。）については、当分の間、第3章第1節の規定は、適用しない。

2 建築主は、前項の特定増改築（一部施行日から起算して21日を経過した日以後にその工事に着手するものに限る。）をしようとするときは、その工事に着手する日の21日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

(第二面)

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 <i>カブシカイシャ キンケンチキョウセイカイ`ダイヒョウトリシマリヤク キンキ タロウ</i> 【ロ. 氏名】 <i>株式会社 近畿建築行政会議 代表取締役 近畿 太郎</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>123-0000</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地</i> 【ホ. 電話番号】 <i>123-456-7890</i>	<ul style="list-style-type: none">・ 第一面の「届出者」と同じ・ 代理者に委任されている場合は委任状の「委任者」と同じ
【2. 代理者】 【イ. 氏名】 <i>行政 二郎</i> 【ロ. 勤務先】 <i>行政 建築士事務所</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>123-0000</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地</i> 【ホ. 電話番号】 <i>012-345-6789</i>	<ul style="list-style-type: none">・ 建築主から委任を受けて届出する場合に記入・ 委任状の「代理者」と同じ
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 <i>【2. 代理者】と同じ</i> 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】	<p>代理者と設計者が同じ場合は「【2.代理者】と同じ」と記入しても可</p>
【4. 備考】 <i>株式会社近畿建築行政会議本社新築工事</i>	<p>工事名称（又は建築物名称）を記入</p>

建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、
代表となる者を第二面に記入し、他の建築主又は設計者は別紙に必要事項を記入して添付

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番		
【2. 敷地面積】	500	m ²	
【3. 建築面積】	250	m ²	届出対象建築物の面積を記入 増改築の場合は全体の面積
【4. 延べ面積】	750	m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上)	3 階	(地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅+非住宅の場合		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸	【6.建築物の用途】で、「共同住宅等」 「複合建築物」を選択した場合のみ記入
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	別棟増築は「新築」、一棟増築は「増築」に該当	
【9. 建築物の床面積】	(床面積)	:(開放部分を除いた部分の床面積):	
【イ. 新築】	(750 m ²)	(750 m ²)	「床面積」と「開放部分を除いた部分の床面積」が異なる場合は根拠資料を添付
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	増築部分 (m ²)	(m ²)	
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	
	改築部分 (m ²)	(m ²)	
【10. 構造】	鉄筋コンクリート	造 一部	造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	H29.4.1に現存する建築物で 特定増改築を行う場合	
竣工年月日	年 月 日	竣工	
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	気候風土適応住宅の認定を受けた場合	
認定を受けた所管行政庁の名称	()		
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	H28.4.1に現存する建築物で 基準緩和の適用を受ける場合	
竣工年月日	年 月 日	竣工	
【14. 該当する地域の区分】	6	地域	「4」～「6」のいずれか 参考資料「地域の区分」参照
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 「一戸建ての住宅」の場合のみ記入		
	<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K))		
	冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)		
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準		
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
	()		
	<input type="checkbox"/> 基準対象外		

「開放部分を除いた部分の床面積」とは
内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものの床面積を除いた床面積

基準省令第1条第1項第1号イの基準：標準入力法
基準省令第1条第1項第1号ロの基準：モデル建物法

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 1,400.0 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 1,050.0 GJ/年

BEI (0.66)

「その他一次エネルギー消費量」
を含む値を記入

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量 (GJ/年)

共用部分の設計一次エネルギー消費量 (GJ/年)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(3) 複合建築物

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

BEI (小数点第二位未満を切り上げ)

- ・標準入力法の場合
「その他一次エネルギー消費量」を除いた値で算出
- ・モデル建物法の場合
BEImを記入

【16. 工事着手予定年月日】平成 29 年 10 月 30 日

工事着手日の21日前までに届出

【17. 工事完了予定年月日】平成 30 年 3 月 31 日

【18. 備考】

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」の記入項目

- ・非住宅建築物 (1)のみ
- ・住宅 (2)のみ
- ・複合建築物 (住宅+非住宅の場合)
 - ①非住宅部分及び住宅部分がそれぞれ基準適合している場合 (1)及び(2)
 - ②非住宅部分と住宅部分の合算により基準適合する場合 (3)のみ

・評価対象がない (計算の必要がない) 場合は、その旨を記入

・増改築で建築物全体で基準に適合しない場合、増改築に係る部分の一次エネルギー消費量に関する事項を記入

- ・ 非住宅建築物である場合は添付不要
- ・ 複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により、記載すべき事項の全てが明示された別の書面を添付する場合は添付不要【参考様式について（第四面別紙）】

(第四面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K) (基準値
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
<input type="checkbox"/> 基準対象外	
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ()	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()

【冷房】冷房設備 ()
効率 ()
【換気】換気設備 ()
効率 ()
【照明】照明設備 ()
【給湯】給湯設備 ()
効率 ()

2. 備考

(参考資料) 地域の区分

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国交令第265号) 別表10抜粋

都道府県名	地域の区分	市町村
滋賀県	5	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
	6	大津市(旧大津市に限る。)
京都府	5	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
	6	京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	5	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
	6	大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	4	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
	5	姫路市(旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。)、豊岡市(旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。)、養父市(旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
	6	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町
奈良県	4	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
	5	奈良市(旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。)、宇陀市(旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。)、葛城市、五條市(旧五條市、旧西吉野村に限る。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	4	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
	5	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
	6	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、田辺市(旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
備考		
この表に掲げる区域は、平成27年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		